

参考資料（1）

他都道府県青少年育成条例集（抜粋）

- ・ 鳥取県青少年健全育成条例 P 1 ～ 3
- ・ 兵庫県青少年愛護条例 P 4 ～ 6

鳥取県青少年健全育成条例（抜粋）

昭和 55 年 12 月 25 日鳥取県条例第 34 号

（安全にインターネットを利用できる環境の整備）

第 12 条の 2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力（以下「インターネットを適切に活用する能力」という。）を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、ペアレンタルコントロール（青少年のインターネット利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。）を適切に行うよう努めなければならない。

- （1） インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること。
- （2） 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。
- （3） 青少年有害情報フィルタリングソフトウェア（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成 20 年法律第 79 号。）以下「インターネット環境整備法」という。）第 2 条第 9 項に規定する青少年有害情報フィルタリングソフトウェアであって規則で定める基準を満たすものをいう。以下同じ。）を利用して、次に掲げる情報（以下「有害情報」という。）の閲覧又は視聴を防止すること。

ア 第 11 条第 1 項各号のいずれかに該当する情報

イ 犯罪又は刑罰法令に触れる行為を直接かつ明示的に請け負い、仲介し、又は誘引する情報

- （4） その他青少年のインターネットに利用を制御することができる措置

2 学校及び青少年が勤務する職場の関係者その他青少年の育成に携わる関係者及び関係団体は、青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するよう努めるとともに、インターネットに接続されている機器のうち青少年の利用に供するものについては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止しなければならない。

3 インターネットに接続する機能を有する機器を不特定又は多数の者の利用（学校における教育目的での利用を除く。）に供する者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める措置をとらなければならない。

- （1） 利用する者の年齢を確認できる場合 利用する者の年齢を確認するとともに、青少年の利用に供する機器については、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。
- （2） 前号以外の場合 利用に供する機器について、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアを利用して、有害情報の閲覧又は視聴を防止すること。

4 インターネットに接続する機能を有する機器の販売、頒布、貸付け又は交換を業とする者及び特定電気通信役務提供者の損賠賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者は、

その事業活動を行うに当たっては、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアに関する情報その他青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴することを防止するために必要な情報を提供するよう努めなければならない。

- 5 インターネットを利用して情報を提供しようとする者は、有害情報を青少年に閲覧させ、又は視聴させないように努めなければならない。
- 6 知事は、第3項の規定に違反している者があると認めるときは、その者に対し、次に掲げる事項（同項第2号に掲げる場合にあつては、第1号に掲げる事項を除く。）を記載した報告書（以下「改善事項報告書」という。）を提出するよう命ずることができる。この場合において、命令を受けた者は、当該命令を受けた日の翌日から起算して3月を超えない範囲内において第3号の期間を定め、かつ、当該命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に改善事項報告書を知事に提出しなければならない。
 - (1) 年齢確認方法
 - (2) 有害情報の閲覧又は視聴を防止する方法
 - (3) 改善に要する期間及びその理由
- 7 前項の命令を受けた者は、同項の規定により改善事項報告書を知事に提出したときは、当該事項報告書に記載した改善に要する期間内に、当該改善に必要な措置を講じなければならない。

（インターネットに接続する機能を有する機器の販売事業者の義務等）

第12条の3 インターネットに接続する機能を有するゲーム機その他の機器の販売を業とする者は、当該機器を購入する者に対し、当該機器においてインターネットの利用が可能なことその他規制で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 当該機器において携帯電話インターネット接続役務（インターネット環境整備法第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（その契約変更を含む。以下同じ。）の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を併せて行う場合
 - (2) 当該機器が専ら事業のために使用されると認められる場合
 - (3) 当該機器の機能又は使用形態から青少年が有害情報を閲覧し、又は視聴するおそれがないと認められる場合として規則で定める場合
- 2 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（インターネット環境整備法第2条第8項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。以下同じ。）又は携帯電話インターネット接続役務に係る契約の締結の媒介、取次ぎ若しくは代理を業とする者は、青少年が使用する携帯電話端末その他の機器において携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける携帯の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理をするに当たっては、当該青少年又はその保護者に対し、携帯電話インターネット接続役務の提供を受けることにより有害情報の閲覧又は視聴する機会が生ずることその他規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した書面を交付しなければならない。
 - 3 保護者は、その監護する青少年が就労しており、青少年有害情報フィルタリングソフ

トウェアを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由がある場合に限り、正当な理由その他規則で定める事項を記載した書面により、インターネット環境整備法第 17 条第 1 項ただし書の申出をすることができる。

- 4 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの利用を条件としない第 2 項の契約を締結したときは、当該契約に係る前項の書面を、当該契約が終了する日又は当該契約に係る青少年が 18 歳に達する日のいずれか早い日までの間保存しなければならない。この場合において、当該携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。
- 5 知事は、事業者が第 1 項、第 2 項又は前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。
- 6 知事は、前項の規定による勧告を受けた事業者が当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 7 知事は、前項の規定により公表しようとするときは、当該事業者に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

兵庫県青少年愛護条例（抜粋）

昭和 38 年 3 月 31 日兵庫県条例第 17 号

（保護者の取組）

第 24 条の 2 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備（以下「端末設備」という。）を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報（第 9 条第 1 項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。）を閲覧することがないようにしなければならない。

2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

（青少年のインターネット利用について事業者が講ずべき措置等）

第 24 条の 3 端末設備を公衆の利用に供する事業者は、フィルタリング・ソフト（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限する機能を有するソフトウェアをいう。以下同じ。）又はフィルタリング・サービス（インターネットを利用して得られる情報について一定の条件により受信するかどうかを選択し、有害情報の閲覧を制限するための役務又はフィルタリング・ソフトによって有害情報の閲覧を制限するために必要な情報を当該フィルタリング・ソフトを作動させる者に対してインターネットにより継続的に提供する役務をいう。以下同じ。）の利用その他の規則で定める方法により、青少年が当該端末設備を利用して有害情報を閲覧することができないようにするための措置を講じなければならない。ただし、法令又は条例の規定により常時青少年の立入りが禁じられている場所において端末設備を公衆の利用に供する場合は、この限りでない。

2 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定に違反していると認めるときは、当該事業者に対し、前項の措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 知事は、端末設備を公衆の利用に供する事業者が前項の規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 端末設備の販売又は貸付けを業とする者及び特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号）第 2 条第 3 号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）は、端末設備の販売若しくは貸付け又は役務の提供に当たっては、その販売若しくは貸付け又は役務の提供を受ける者に対し、フィルタリング・ソフト又はフィルタリング・サービスに関する情報を提供するよう努めなければならない。

(携帯電話端末設備等による有害情報の閲覧防止措置)

第24条の4 保護者は、その監護する青少年が携帯電話インターネット接続役務（青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）第2条第7項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。以下同じ。）の提供を受ける契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）の当事者となる場合又はその監護する青少年を端末設備の利用者とする携帯電話インターネット接続役務に係る契約（当該契約の内容を変更する契約を含む。）を自ら締結する場合において、当該青少年が就労しており、フィルタリング・サービスを利用することで当該青少年の業務に著しい支障を生ずることその他の規則で定める正当な理由があるときは、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者をいう。以下同じ。）に対し、フィルタリング・サービスを利用しない旨の申出をすることができる。

2 保護者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者に対し、前項の申出をするときは、規則で定めるところにより、同項の正当な理由を記載した書面を当該電気通信事業者に提出しなければならない。

3 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、第1項に規定する契約を締結するに当たっては、青少年又はその保護者に対し、フィルタリング・サービスの内容その他の規則で定める事項を説明するとともに、その内容を記載した説明書を交付しなければならない。

4 携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を締結したときは、当該契約に係る第2項の書面を、当該契約が終了する日までの間保存しなければならない。この場合において、当該電気通信事業者は、当該書面の保存に代えて当該書面に記載された事項に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）を保存することができる。

5 知事は、フィルタリング・サービスの利用を条件としない第1項に規定する契約を青少年のために締結した保護者又は当該契約を締結した青少年の保護者に対し、当該契約に基づく青少年によるインターネットの利用が適切に行われているかどうかについて、説明若しくは資料の提出を求め、又は必要な調査をすることができる。

6 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が第3項又は第4項の規定に違反していると認めるときは、当該電気通信事業者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

7 知事は、携帯電話インターネット接続役務を提供する電気通信事業者が前項の規定による勧

告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(青少年のインターネットの利用に関する基準づくり)

第 24 条の 5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。

2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。

- (1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項
- (2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項

(県の施策)

第 24 条の 6 県は、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図るため。普及啓発、教育等の推進に努めるものとする。